

# 群馬県立女子大学の日本語教員養成 プログラムの現状と課題

—— 日本語教師の国家資格化に伴う日本語教員養成プログラムの今後 ——

ヤン・ジョンヨン

Current Status and Issues of Japanese Teacher's Training Program  
at Gunma Prefectural Women's University

—— The future of Japanese Language Teacher's Training Program in Conjunction  
with the National Certification of Japanese Language Teacher ——

YANG Jung-yun

## 1. はじめに

日本語教師の資格については、従来さまざまな議論や要望がなされてきたが、2020年3月、文化審議会国語分科会より「日本語教師の資格の在り方について（報告）」が出され日本語教師の国家資格化が一気に現実味を帯びてきた。同報告書では、日本語教師のキャリアパスの一環として日本語教師の資格制度を整え、優れた日本語教師の養成・確保と日本語教育の質向上を目指した提言が示された。同報告書による「公認日本語教師」の国家資格化に伴い、日本語教師の資格の位置付け及び日本語教師の資格の制度的な枠組みが整備されている。

本稿は、これから創設される「公認日本語教師」の養成に備え、本学の日本語教員養成プログラムにおける現状と、今後改善が必要な課題について述べるものである。まず次の第2節で、上記の報告書で示された「公認日本語教師」の資格創設までのおおまかな経緯をまとめる。第3節では、日本語教師の資格の位置付けと制度的な枠組みの検討を行う。これを踏まえ第4節では、本学の日本語教員養成プログラムの特徴について述べる。第5節では、本学の養成プログラムの修正・改善のための課題について取り上げ、今後取り組んでいくべき課題について整理する。

本学の学生が日本語教師として築いていくであろう多様なキャリアパスに対応するために、本学の「日本語教員養成プログラム」はどのような改訂・修正が必要であるのかについて検討していきたい。

## 2. 文化庁による「公認日本語教師」の資格創設について

「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（以下、「同報告書あるいは資格の在り方報告書」）は、「はじめに」、第1部「日本語教師の資格の位置付け」、第2部「日本語教師の資格の制度的な枠組み」という3つの部分からなっている。また、全体を通して、同報告書のキーワードとも言える日本語教師の「キャリアパス」についての記述が複数箇所見られる。以下、2.1.節で同報告書の「はじめに」に記された日本語教育に関する立法・政策の動きと文化庁文化審議会の動きを概観し、2.2.節で同報告書の第1部「日本語教師の資格の位置付け」、第2部「日本語教師の資格制度の枠組み」の概要について見ていく。

## 2.1. 背景：国や文化庁の動き

日本語教育界では、特に留学生が急増した2000年代からさまざまな日本語教育の制度上の問題点が浮かび上がり、その一つとして、日本語教師の公的な資格が問題となっていた。また、2000年代初めは、外国人住民（いわゆる「生活者としての外国人」）への日本語学習支援・生活支援も特に南米日系人の集住地域を持つ自治体を中心に大きな問題となりつつあった時期である。2001年に出された外国人集住都市会議の「浜松宣言及び提言」では、外国人住民に対する教育や社会保障を中心とした提言が国や都道府県に対して出された。このような留学生や生活者としての外国人への日本語教育・支援は、日本語学校などの教育機関や市町村の担当部署だけでは解決できない問題が多く、国や都道府県への要望・提言などが数多く出されてきた。

### ◆日本語教師の資格に関する新たな立法・政策の動き

それらを受け、ようやく2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」が成立した。その第21条において、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、養成及び研修体制の整備、国内における日本語教師の資格に関する仕組みの整備等の施策を講ずる旨の規定が盛り込まれた。

また、2018年12月25日決定し、2019年12月20日改訂された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（「外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議」による取りまとめ）では、日本語教育人材の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層図るとともに、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を整備することにより日本語教育全体の質の向上を図ることが盛り込まれた。

### ◆日本語教師の資格に関する文化庁・日本語教育小委員会の動き

立法・政策の動きに先立ち、文化庁では2010年代初めから日本語教師の資格や養成制度などが審議されてきた。特に、日本語教師の国家資格化については、以下に示したように2012年度から具体的に検討が進められていた。このような8年間の審議等を経て、2020年の3月に「文化審議会国語分科会」によって「日本語教師の資格の在り方について（報告）」が出された。同報告書は、日本語教育小委員会「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ<sup>1)</sup>」における審議に加え、外部からのパブリックコメントを受けて取りまとめられたものである。

表1 日本語教師の資格に関する文化庁・日本語教育小委員会の動き

時期	事項	主な内容
2012年度	「課題整理に関するワーキンググループ」の設置	日本語教育をめぐる状況の変化への対応に関する諸課題を整理するためのワーキンググループ
2013年2月	「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の取りまとめ	今後日本語教育を推進する上での11の論点が整理された。その中に、論点4「日本語教育人材の養成・研修について」と共に、論点5「日本語教師の資格について」が盛り込まれた。
2019年3月	「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」の取りまとめ	平成28年度から始まった論点4「日本語教育人材の養成・研修について」の審議を基に、「日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに求められる資質・能力、教育内容等」が整理された。
2019年度	「日本語教育能力の判定に関するワーキンググループ」の設置	日本語教師の養成課程及び試験・実習等の内容を検討するためのワーキンググループ

2020年3月	「日本語教師の資格の在り方について（報告）」の取りまとめ	平成30年度から始まった論点5「日本語教師の資格について」の審議を基に、日本語教師としての資質・能力を証明するための「資格」の制度設計の枠組みが示された。その中で、具体的に、日本語教師の資格の位置付け及び日本語教師の資格の制度的な枠組みが示された。
---------	------------------------------	--

日本語教師の国家資格に関わる主な流れを整理すると、まず2013年2月「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」で日本語教育を推進する上での11の論点が整理され、その中に論点4「日本語教育人材の養成・研修について」と論点5「日本語教師の資格について」が盛り込まれた。

このうち、論点4に関わる日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに求められる資質・能力、教育内容等についてまとめられたものが2019年3月の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」である。また、論点5に関わる日本語教師の資格の位置付け、日本語教師の資格の制度的な枠組みについてまとめられたものが2020年3月「日本語教師の資格の在り方について（報告）」である。

## 2.2. 「日本語教師の資格の在り方について（報告）」の概要

この「資格の在り方報告書」は2部構成となっており、第1部で「日本語教師の資格の位置付け」が、第2部で「日本語教師の資格制度の枠組み」が示されている。

第1部では、日本語教師のキャリアパスの中で日本語教師の資格を位置付けている。日本語教師の段階については、先に出された「養成・研修報告書」において示されたものを踏襲している。まず、日本語教師を目指して学習を行う「養成段階」から始まり、様々な学習者に対応した研修を受ける「初任段階」、自立したベテランの日本語教師としての研修を受ける「中堅段階」へと進み、さらに、多様な学習ニーズに対応してカリキュラムを作成できる「コーディネーター段階」の4段階が設定されている。

第2部では、日本語教師の資格制度の目的と枠組みを示している。まず、この制度の目的として、質の高い日本語教師の確保、日本語教師の量の確保、日本語教師の多様性の確保及び日本語教師の資質・能力の証明の4点を掲げている。そして、資格制度の枠組みとして、①資格の名称を「公認日本語教師」とすること、②名称独占の国家資格とすることが望ましいこと、③資格の取得要件として、(1) 試験、(2) 教育実習、(3) 学士を必要とすること、(4) 資格の有効期限を設けること等を提言している。

次の3.節では、「日本語教師の資格の位置付け」と「日本語教師の資格の制度的な枠組み」の具体的な内容を詳しく検討していく。

## 3. 「資格の在り方報告書」で示された日本語教師の資格の位置付けと制度的な枠組みの検討

### 3.1. 養成・研修体系における日本語教師の資格の位置付け

文化審議会・国語分科会からは、「資格の在り方報告書」に先立ち2019年3月に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（以下、「養成・研修報告書」）」が出された。ここでは、日本語教育人材の「役割・段階・活動分野」が示されているが、「資格の在り方報告書」もこの「役割・段階・活動分野」を踏襲し、多様なキャリアパスの中で日本語教師の資格を位置付けている。

◆日本語教師を含めた日本語教育人材の役割

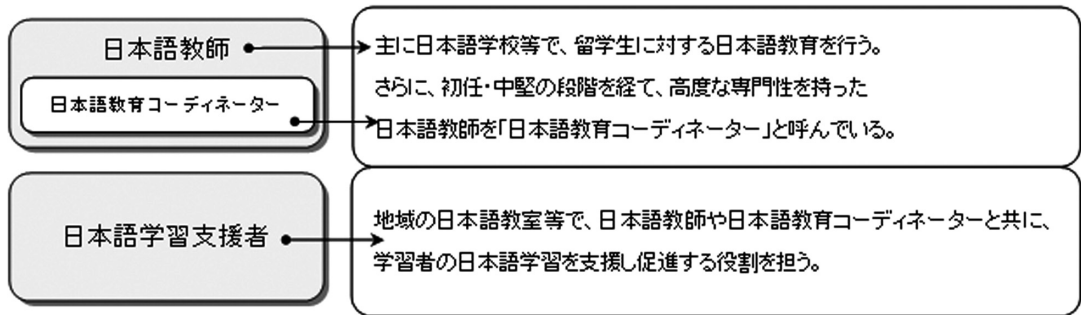
・日本語教育人材の役割を、「日本語教師」、「日本語教育コーディネーター」、「日本語学習支援者」の3つに分けている。

表2 日本語教育人材の役割

日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者

報告書のままで分かりにくいのが、この3つの役割は横並びではなく、大きく「日本語教師」と「日本語学習支援者」の2つに分けられる。そして、「日本語教師」の中に「日本語教育コーディネーター」が含まれる。この役割と主な活動を図示すると以下のような。本学の養成プログラムはこの中の日本語教師の養成を担っている。

図1 日本語教師、日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者の役割



なお、「資格の在り方報告書」は、「日本語教師」の資格についてまとめたものなので、「日本語学習支援者」についてはこれ以降立ち入らないこととする。

3.2. 日本語教師の段階

次に、「日本語教師」の段階について見てみる。「資格の在り方報告書」では、日本語教育の段階を、「養成、初任、中堅」の3つに分け、最初の「養成」段階を修了し、日本語教師としてのキャリアをスタートさせ、日本語教育暦0～3年程度を「初任」、3～5年程度を「中堅」の段階としている。さらに「中堅」を経て、「日本語教育コーディネーター」として「主任教員」になるケースも想定されている。

表3 日本語教師の段階

日本語教師	養成	日本語教師を目指し、日本語教師養成課程等で学ぶ者
	初任	日本語教師養成段階を修了し、それぞれの活動分野に新たに携わる者。当該活動分野で0～3年程度の日本語教育歴にある者
	中堅	日本語教師として初級から上級までの技能別指導を含む十分な経験（2,400単位時間）を有する者。当該活動分野で3～5年の日本語教育歴にある者
日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者	

具体的に、「養成、初任、中堅」の各段階でどのような専門性が求められているかをまとめると以下ようになる。

表4 それぞれの日本語教師の段階で求められる専門性

段階	求められる専門性
養成	①日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性を持っている。 ②国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、日本語指導を行うことができる。
初任	①日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、かつ活動分野や学習対象者に応じて求められる日本語教師としての専門性を持っている。 ②国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、体系的・計画的に分野別の日本語指導を行うことができる。
中堅	①日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能及び十分な経験を有し、日本語教師としての高度な専門性を持っている。 ②国内外の日本語教育現場で学習者に応じた日本語教育プログラムを策定し、体系的・計画的に日本語指導を行うことができる。

いずれの段階でも①の「日本語教育に関する専門的な教育を受け、第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能及び十分な経験を有し、」までは共通しているが、「養成」は「日本語教師としての専門性」であるのに対し、「初任」では「活動分野や学習対象者に応じて求められる日本語教師としての専門性」が必要となり、さらに、「中堅」では「日本語教師としての高度な専門性」が求められる。

また、②については、「養成」と「初任」では「国内外の日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき」が共通で、「養成」では「日本語指導を行う」だけだが、「初任」では「体系的・計画的に分野別の日本語指導」を行うことが必要になっている。さらに、「中堅」では「定められた日本語教育プログラムに基づき」が「学習者に応じた日本語教育プログラムを策定し」となり、これを「体系的・計画的に日本語指導を行うことができる」となっている。

本学の養成プログラムは、これらのうち「養成」段階を担うものである。従って、①「日本語教育に関する専門的な教育」を行い、「第二言語としての日本語を教える体系的な知識・技能を有し、日本語教師としての専門性」を持ち、「日本語教育現場で定められた日本語教育プログラムに基づき、日本語指導を行うことができる」ような日本語教師を養成することが求められている。なお、同報告書6ページには、「日本語教師は、活動分野や段階に応じた研修を受講し、初任・中堅・日本語教育コーディネーターのように自らの専門性を高め、多様なキャリアパスを構築していくことが求められている」とあり、「養成」段階後の研修の必要性にも言及している。

### 3.3. 専門家としての日本語教師の活動の場

2019年の「養成・研修報告書」では、日本語教育人材の活動分野（日本語教育・支援の対象）を、国内の生活者としての外国人、留学生、日本語指導が必要な児童生徒等、就労を希望する在留外国人、難民等と、海外の日本語教育というように大まかに示していた。

表5 日本語教育人材の活動分野（2019年「養成・研修報告書」p.19より）

国内	(1) 生活者としての外国人 (2) 留学生 (3) 日本語指導が必要な児童生徒等 (4) 就労を希望する在留外国人 (5) 難民等
海外	(6) 海外における日本語教育

この活動分野は日本語教育機関とも連動していると思われる。(1)「生活者としての外国人」は、地域の日本語教室、(2)「留学生」は日本語学校、(3)「日本語指導が必要な児童生徒等」は、小・中・高校の正課か課外活動、(4)「就労を希望する在留外国人」は自治体・国際交流協会や企業の主催する日本語教室、(5)「難民等」は公的機関や非営利法人などの定住促進センターや難民支援施設など、そして、(6)「海外における日本語教育」は海外の教育機関、現地企業、技能実習の準備のための機関などであろう。

これに対し、「資格の在り方報告書」では、広く日本語教育人材全般についてではなく、「専門家として日本語教師」に限定した多様な活動の場を具体的に示している点が特徴的である。同報告書の6ページには、以下の6つの場が例示されている。

表6 「専門家としての日本語教師」の活動の場の例（2020年「資格の在り方報告書」p.6より）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①法務省出入国在留管理庁が告示をもって定める日本語教育機関の教員</li> <li>②地域の日本語教室における日本語教師や地域日本語教育コーディネーター</li> <li>③大学等の日本語教育プログラムを担当する日本語教師</li> <li>④企業等における日本語研修担当者</li> <li>⑤学校等における日本語指導員</li> <li>⑥外国人と関わる日本人に対する異文化理解やコミュニケーション研修の担当者</li> </ul> |
|---|

これらの活動の場はこれまでと大きな変化はないが、「日本語教師」の「段階」として、その経験や成長の段階に応じて「養成、初任、中堅」の3つに区別した点はこれまでにないものである。さらに、同報告書6ページには「日本語教師の資格は、これらの日本語教師のキャリアパスの入口に立つ者の専門性を担保するものであり、日本語教師の能力証明の第一歩となるものである。」とあり、日本語教師の資格が、日本語教師の専門性の担保と能力を証明するものとなるという従来にない踏み込んだ記述となっている。

また、このような多様な場が想定されていることは、日本語教師イコール日本語学校の先生という現行の画一的なキャリアパスを前提とした養成から一步前進したものと言え、日本語教師を目指す学生にとっては、選択の幅が広がると言えよう。しかし、おそらく短期間で取りまとめられた報告書であるためか、用語の使用などに十分な説明が欠けており、背景的な解説がなされていないものもあるため、整理する余地のあるものと言わざるを得ない。ここでは、それらを何点か補っていきたい。

まず、日本語教育に関わる分野でしか使われていない用語を補足したい。①の「法務省出入国在留管理庁が告示をもって定める日本語教育機関」は具体的には「日本語学校」を指しており法務省告示校とも呼ばれる（全国に約750校ある）。従って、①の教員とは一般的に言う「日本語教師」にあたる。また、②の「地域の日本語教室」とは自治体、国際交流協会、NPOなどがそれぞれの地域で開設しているもので、一般には「地域日本語教室」や「ボランティア日本語教室」と呼ばれるものである。③については、大学教員として採用される必要があるため、ほとんどの場合、日本語教師であることに加えて大学教員（常勤・非常勤）の採用基準となる学位（少なくとも修士以上）や研究業績（論文や研究発表の数）などが必要にある。従って、大学の学部卒業と同時に③に就くことは現実的にはほぼ不可能であろう。同様に、日本語教師以外の資格等が必要なのが⑤である。⑤の「学校等」とは、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした取り出し授業や補習などを行っている国内の小学校・中学校・高等学校を指している。従って、都道府県レベル、市町村レベルの教育委員会、また、それぞれの学校にもよるが、多くの場合、正規に雇用されるには小・中の教育職

員免許状（教員免許）が必要となる。また、中学や高校では「国語、英語、数学」など教科ごとの教員免許があるが、2020年現在、それと同等の「日本語（日本語教育）」という教科はなく、また、その教科の教員免許も存在しない。⑥の活動は最も難しい。活動の対象が日本語学習者ではなく日本人であり、また、内容も「異文化理解やコミュニケーション研修」と専門性があることから、ボランティア日本語学習支援者や日本語指導員向けの研修や講演会、また、学生や地域住民を対象とした大学の講座やセミナーなどが考えられる。従って、日本語教師としての豊富な経験はもちろん、学問的な専門性も要求され、さらに、講義や講演の能力も必要となるため、③と同様に、大学学部卒業と同時に出来るような活動ではない。

これらを踏まえて、具体的な日本語教師のキャリアパスを考えるには、役割と段階と活動の場を個別に規定するのではなく、それらを関連付けて考える必要がある。次の3.4.節でこの点について論じる。

### 3.4. 多様なキャリアパスにおける日本語教師の役割・段階・活動の場

ここでは、「資格の在り方報告書」のキーワードと言える「キャリアパス」の観点から、役割・段階・活動の場を関連付けていきたい。

同報告書の冒頭「はじめに」では、「この報告書は、日本語教師のキャリアパスの一環として、日本語教師の資格制度を整えることにより、優れた日本語教師を養成・確保して、我が国の日本語教育の質を向上させることを提言するものです」と述べられている。キャリアパスとは、一般に、将来自分が目指す職業、職務、職位に就くために、どのような実務的な経験を積んでいくかという経路や順序の総称であるが、ここでは、将来的に自分が日本語教育・支援に携わる場所や役割のことを指していると思われる。例えば、国内外の日本語学校での日本語教師、地域のボランティア教室での日本語学習支援者、年少者に対する日本語指導員といった活動の場所、また、それぞれの場での役割（初任から中堅へさらに指導的な主任教員へと進むのか否か、実際に教育実践にあたるのかコーディネーターとして組織を取りまとめるのかなど）と思われる。

このような日本語教師としてのキャリアパスについて、まず、日本語教師の「役割」と「活動の場」の関係と照らし合わせて見ていく。

表2に挙げたように、「日本語教師」の役割は「日本語学習者に直接日本語を指導する者」、「日本語教育コーディネーター」の役割は「日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者」とされている。これらの役割は、教育現場での実態を考えると、A「日本語学習者に直接日本語を指導する」、B「日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善する」、C「日本語教師等に対する指導・助言を行う」、D「多様な機関との連携・協力を担う」の4つに分割して考える必要があると思われる。同報告書では、B、C、Dを合わせて、「日本語教育コーディネーター」の役割としているが、実際の教育現場ではBの役割を担う「日本語教師」も多く、また、Bの役割を持っていても、Cに進むには異なる知識、経験、技能が必要なため、BとCを分けて考える。さらに、Dは、また別の調整能力、いわゆる人脈などが必要なため、別立てにする。このA、B、C、Dの4つの役割と表6の活動の場とを重ね合わせてみるが、表6で挙げた「活動の場」を確認するため、以下に再掲する。

表6 (再掲) 「専門家としての日本語教師」の活動の場の例 (2020年「資格の在り方報告書」p.6より)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ①法務省出入国在留管理庁が告示をもって定める日本語教育機関の教員     |
| ②地域の日本語教室における日本語教師や地域日本語教育コーディネーター   |
| ③大学等の日本語教育プログラムを担当する日本語教師            |
| ④企業等における日本語研修担当者                     |
| ⑤学校等における日本語指導員                       |
| ⑥外国人と関わる日本人に対する異文化理解やコミュニケーション研修の担当者 |

6つの活動の場の中で、日本語教師がどんな役割を担うのかを具体的に考えた場合、それぞれの活動の場で、日本語教師が必ず行うことを○、行う可能性があることを△、行う可能性がほとんどないものを×とすると、以下の表7のように整理できる。

表7 活動の場(6例)とその場で日本語教師が行うこととの関係

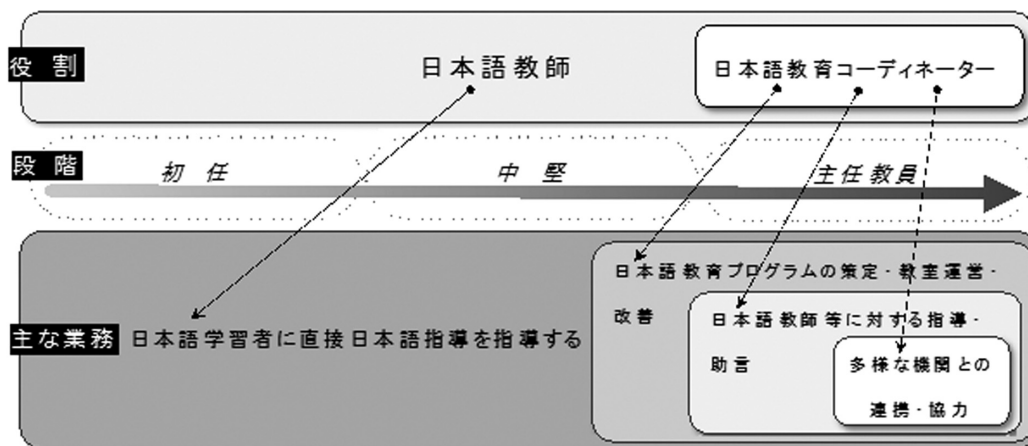
日本語教師の「役割」	「活動の場」の6例					
	①	②	③	④	⑤	⑥
A 日本語学習者に直接日本語を指導する	○	○	○	○	○	△
B 日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行う	△	○	○	△	△	△
C 日本語教師等に対する指導・助言を行う	△	△	△	×	×	○
D 多様な機関との連携・協力を担う	×	△	×	×	×	○

A「日本語学習者に直接日本語を指導する」のは①～⑤で、⑥の「外国人と関わる日本人に対する異文化理解やコミュニケーション研修の担当者」は、この役割では実際に日本語教育は行わない。反対に、専らD「多様な機関との連携・協力を担う」のは⑥のみで、②の一部の日本語教師は担当する可能性があるが、①、③、④、⑤はほぼ担当しない。より厳密に言うと、Dには、ある程度の期間Aを経験し、かつ、BやCを経た日本語教師としてのキャリアが必要であるため、現実的には、日本語教師として少なくとも5～6年以上の経験が必要であると思われる。この日本語教師としての経験は、B「日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行う」にも関係している。筆者の経験では、当該の機関でより良い日本語教育のために、プログラムの策定・教室運営・改善を行うには、各種テスト問題の作成・修正、教材開発などを行う力も必要となるため、少なくとも3～4年以上の日本語教師としての経験が必要であると思われる。Bに加え、C「日本語教師等に対する指導・助言を行う」ことができるには、「中堅」では心許なく、それ以上の段階(別箇所「主任教員」とされている)にある日本語教師でなければ担えない役割と言えよう。

このような日本語教師としての「役割」と活動の場での「主な業務」の関わりに、「段階」を重ね合わせると、図2のような関係が考えられる。



図2 日本語教師の役割・段階・主な業務



「資格の在り方報告書」によって、多様なキャリアパスにおける日本語教師の役割・段階・活動の場での主な業務が日本語教育関係者以外に理解してもらえるようになれば、日本語教師の専門性の理解にも繋がるであろう。

### 3.5. 日本語教師の資格制度の枠組み

最後に、「資格の在り方報告書」のもう一つの柱である日本語教師の「資格制度の枠組み」について検討する。この部分は、本学の養成プログラムの今後の改定・修正と直接関わるものなので、必要に応じて、改定・修正の課題として示す。

「資格制度の枠組み」についての提言は、まず、以下に引用する「資格制度の目的」から始まる。

「日本語教師の資格創設は、外国人等に日本語を教える日本語教師の資質・能力を確認し証明するための資格を定めて、日本語教師の質の向上及びその確保を図り、もって国内外の日本語教育を一層推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現、諸外国との交流の促進及び友好関係の維持発展に寄与することを目的とする。」（「資格の在り方報告書」 p.7 より）

そして「資格制度の目的」を果たすための項目として、①質の高い日本語教師の確保、②日本語教師の量の確保、③日本語教師の多様性の確保、④日本語教師の資質・能力の証明の4つが挙げられている。

これに続き、同報告書の中心となる「資格制度の枠組み」が示されている。この資格は「養成・研修報告書」に示された日本語教師の養成修了段階を対象とするものであるとした上で、資格制度の枠組みの柱として以下の3点を挙げている。

表8 資格の名称、社会的な位置付け、取得要件

資格の名称	「公認日本語教師」とする
資格の社会的な位置付け	「名称独占の国家資格」とする
資格の取得要件	①試験の合格、②教育実習の履修、③学士以上の学位

「名称独占の国家資格」というのは聞き慣れない表現かと思われるが、「資格の在り方報告書」では、以下のように説明されている。

「名称独占の国家資格とは、栄養士、保育士など、有資格者以外はその名称を名乗ることを認められていない資格のことであり、業務独占の国家資格（弁護士、公認会計士、司法書士のように、有資格者以外が携わることを禁じられている業務を独占的に行うことができる資格）とは異なる。」（「資格の在り方報告書」 p.10より）

また、資格取得の要件ではないが、日本語教師に求められる資質・能力の維持・向上の観点から、「公認日本語教師」には、10年程の有効期限が設けられることになりそうである。なお、「公認日本語教師」の資格を取得するには、「年齢・国籍・母語」を要件としないと明記されている。本学の養成プログラムの履修者には、外国にルーツを持つ学生も少なくなく、また、筆者も国籍は韓国、母語は韓国語である。このような属性が資格の要件に抵触しない点は、大いに評価されるべきであろう。

これらのうち、養成プログラムの改定・修正に直接関わるとと思われるのは、「資格の取得要件」である。

「公認日本語教師」の資格を取得するための要件は、①試験の合格、②教育実習の履修、③学士以上の学位の3つである。以下の表は3つの資格取得要件の内容である。

表9 3つの資格取得要件

資格取得要件	内 容
要件1	日本語教師の養成修了段階で身に付けておくべき基礎的な資質・能力を育成するために必ず実施すべき内容（以下、「必須の教育内容」という。）に基づいた知識の有無を測定する <u>試験の合格を要件とすることが適当である。</u>
要件2	日本語教師に求められる資質・能力のうち、日本語教師に必要な技能・態度に含まれる実践力を身に付けるため、 <u>教育実習の履修を要件とすることが適当である。</u>
要件3	グローバル化が進展する時代において、多様な国籍、背景、ニーズを持つ外国人等と向き合い、対応できる日本語教師には幅広い教養と問題解決能力が必要であることから、 <u>学士以上の学位を有することを要件とすることが適当である。</u>

このうち、要件3「学士以上」については本学の養成プログラムの修了要件でもあるので、問題ない。また、要件1については、現時点（2020年9月）において、試験の詳細が明確になっていないため対応のしようがない。既存の外部試験としては「日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）」があるが、ここでいう試験が同じものを指すのか、別のものなのかなど、今後の情報を待ちたい。しかし、「日本語教育能力検定試験」相当の内容であるとすれば、本学の養成プログラム受講者の合格率は、一般の合格率20%を遙かに上回るの、それほど大きな問題にはならないと思われる。しかし、現行の養成プログラムに大きな影響を与えるのは、要件2の「教育実習の履修」である。具体的な対応を示すために、次節で本学の養成プログラムの特徴を述べたい。

#### 4. 本学「日本語教育教員養成プログラム」の特徴

大学に設置されているほとんどの養成プログラムでは、日本語学校での留学生を対象とした日本語教師の養成が想定されている。これに対し、本学の養成プログラムは、留学生を対象とした「日

本語教育」はもちろん、地域の生活者としての外国人に対する「日本語学習支援」も組み入れ、また、部分的ではあるが年少者の「日本語指導」も含んでいる。これは、本学の養成プログラムが「地域日本語教育センター」により、企画・運営されているからである。地域日本語教育センターは、群馬県を中心とした地域社会で生活する外国人の日本語の学習と支援の拠点となるべく、2012年に本学に創設された。中心的な4つの柱は、①外国人への日本語学習支援、②日本語教育を担う人材の育成、③生活日本語の研究や教授法・教材等の開発、④自治体、NPO、小中学校など関係機関との連携である。大学の附置組織として地域の日本語教育・支援を目的とした地域日本語教育センターが設置されたことは、他に類を見ない画期的なことと言えよう。以下では、このような特徴を持つ本学養成プログラムの修了要件、修了者の特徴、修了者の進路を述べる。

#### 4.1. 修了要件

日本語教員養成プログラムの修了要件は、地域日本語教育センター及び本学の学部・学科に開講されている以下の指定科目を履修し、所属する学部・学科の卒業必要単位の取得し、本学を卒業することである。「主専攻」で定めた46単位（必修26単位に加え選択20単位）を取得すれば「主専攻」として、「副専攻」で定めた26単位（必修26単位のみ）を取得すれば「副専攻」としての修了証が与えられる（ただし、いずれも本学の卒業が共通条件となる）。

表10 本学「日本語教員養成プログラム」指定科目（2020年度現在）

区分	科目名	必修選択	単位数	開講組織
区分1 社会・文化・地域 【副：2単位】 【主：4単位】	多文化共生論	必修	2	地日教センター
	地域日本語教育フィールドワーク1	選択	2	地日教センター
	地域日本語教育フィールドワーク2	選択	2	地日教センター
	日本美術史概説1	選択	2	美学・専門
	日本美術史概説2	選択	2	美学・専門
	日本の心性	選択	2	総合・専門
区分2 言語と社会 【副：2単位】 【主：4単位】	地域日本語教育論	必修	2	地日教センター
	日本語と文化	選択	2	教養教育
	日本語史講義1	選択	2	国文・専門
	日本語史講義2	選択	2	国文・専門
	英語研究入門（談話・社会）	選択	2	国際・専門
	英語研究（談話・社会）	選択	2	国際・専門
区分3 言語と心理 【副：4単位】 【主：6単位】	日本語と英語の比較（談話・社会）	選択	2	国際・専門
	言語と心理1（言語理解の過程）	必修	2	地日教センター
	言語と心理2（言語習得と発達）	必修	2	地日教センター
	認知言語学（心とことば）	選択	2	地日教センター
	言語習得入門	選択	2	国際・専門
	日本語の習得	選択	2	国際・専門
	第二言語習得	選択	2	国際・専門
	日本語教育学概論1	必修	2	国文・専門
	日本語教育学概論2	必修	2	国文・専門
	日本語教育学講義1	必修	2	国文・専門
日本語教育学講義2	必修	2	国文・専門	
日本語教授法（実習を含む）	必修	2	地日教センター	

区分4 言語と教育 【副：10単位】 【主：16単位】	コースデザインと教材開発	選択	2	地日教センター
	日本語教育評価法	選択	2	地日教センター
	日本語教員養成特講1	選択	2	地日教センター
	日本語教員養成特講2	選択	2	地日教センター
	日本語教育学特講1	選択	2	国 文・ 専 門
	日本語教育学特講2	選択	2	国 文・ 専 門
	言語と教育	選択	2	国 際・ 専 門
区分5 言語一般 【副：8単位】 【主：16単位】	日本語学概論1（音声言語を含む）	必修	2	国 文・ 専 門
	日本語学概論2（文章表現を含む）	必修	2	国 文・ 専 門
	日本語教育文法論	必修	2	地日教センター
	日本語教育音韻・形態論	必修	2	地日教センター
	音声言語と表現	選択	2	教 養 教 育
	外国語としての日本語	選択	2	教 養 教 育
	日本語現代文法講義	選択	2	国 文・ 専 門
	日本語古典文法講義	選択	2	国 文・ 専 門
	日本語語彙論講義	選択	2	国 文・ 専 門
	日本語音声学講義	選択	2	国 文・ 専 門
	英語学概論1	選択	2	英 米・ 専 門
	英語学概論2	選択	2	英 米・ 専 門
	英語研究（音声・音韻）	選択	2	国 際・ 専 門
	英語研究（形態・統語）	選択	2	国 際・ 専 門
	英語研究入門（音声）	選択	2	国 際・ 専 門
	英語研究入門（意味・語用）	選択	2	国 際・ 専 門
日本語と英語の比較（語彙・文法）	選択	2	国 際・ 専 門	

必修の13科目（26単位）の開講組織は、地域日本語教育センターが7科目（14単位）、国文学科が6科目（12単位）である。必修科目と選択科目を合わせた全18科目の開講組織と科目数の内訳は以下の通りである。

表11 開講組織別の必修・選択の科目数

	地日教センター	国文	英米文化	美学美術史	総合教養	国際コミ	教養教育
必修	7科目	6科目	0科目	0科目	0科目	0科目	0科目
選択	7科目	8科目	2科目	2科目	1科目	12科目	3科目

地域日本語教育センターと国文学科がそれぞれ14科目で最も多く、次いで国際コミュニケーション学部の12科目と続き、それ以下は大きく離れ、教養教育の3科目、英米文化学科と美学美術史学科の各2科目、総合教養学科の1科目となっている。国文学科が多いのは学科の特徴として日本語学と日本語教育学の科目が多いことが、国際コミュニケーション学部が多いのは言語習得系の科目や英語を中心とした言語研究の科目が多いことが関係している。

次の4.2.節でも述べるが、この組織ごとの開講科目数の多少は、各学部学科の養成プログラム履修者・修了者数の多少と関わっている可能性がある。

#### 4.2. 修了者の特徴

本学「日本語教員養成プログラム」は、完成年度である2014年度から直近の2019年度末までの6年間で、主専攻26名、副専攻44名の合計70名の修了者、即ち、70名の日本語教師の有資格者を排出している。学部・学科ごとの内訳は以下の通りである（※主＝主専攻、副＝副専攻）。

表12 「日本語教員養成プログラム」修了者の内訳

文学部・国文学科	48名（主24名・副24名）
文学部・英米文化学科	5名（主0名・副5名）
文学部・美学美術史学科	0名（主0名・副0名）
文学部・総合教養学科	7名（主0名・副7名）
国際コミュニケーション学部	10名（主2名・副8名）
合 計	70名（主26名・副44名）

主専攻と副専攻を含めた全修了者70名の約70%を占める48名が国文学科であり、次いで10名の国際コミュニケーション学科、7名の総合教養学科、5名の英米文化学科と続き、美学美術史学科は修了者が出ていない。また、主専攻は累計26名だが、国文学科が24名、国際コミュニケーション学部が2名で、他の学科からは出ていない。

国文学科は、もともと日本語学や日本語教育学を学ぶために入学してきた学生が一定数おり、日本語学と日本語教育学の演習を履修しそれらの分野で卒業論文を書く学生も多い。これらのことから、学科の学びの一環として日本語教員養成プログラムを履修する学生が多いと思われる。

次いで修了者の多い国際コミュニケーション学部には、英語を中心とした言語や言語コミュニケーションに興味がある学生が多く、自身も多くの英語教育を受けていることに加え、海外留学で日本語教育の様子に触れたことをきっかけに養成プログラムに参加するケースも少なくない。また、学部に英語科の教職課程がないことも一因であると思われる。教職課程がないという点では、総合教養学科も同様で、言語に興味があり、教員志望の学生が日本語教員養成課程を履修していると思われる。

英米文化学科は英語に興味がある点では、国際コミュニケーション学部と似ているが、英語科の教職課程があるため、教員志望の学生は英語の教員を目指す場合が多いのではないだろうか。

なお、美学美術史学科に修了者がいないのは、学科の専門性が高く、個々の興味や関心が日本語教育とは異なる領域に向けられているからではないかと思われる。

本養成プログラムは全学に開かれたものであるため、学部・学科によって、履修者数や修了者数にばらつきがある。担当教員としては、履修者数や修了者数がいま以上に増えることを期待する。もっと色々な学部・学科の科目を本養成プログラムに加え、履修しやすくすることで、1年生のときから日本語教育に触れ、興味・関心を持ち、将来のキャリアにつなげる可能性や、日本語教師という職業を選択しないまでも大学の学びの中で日本語教育や多文化共生の視点を持つことで良き市民として成長することに寄与する可能性もある。一方で、単に在学中に何か資格を取っておきたいという理由で本養成プログラムを履修する学生が増えることは、日本語教師を目指している学生に何らかの好ましくない影響を与える可能性も否定できない。「公認日本語教師」の資格創設に伴う資格取得要件の厳格化も進むため、いたずらに履修者・修了者の数を増やすことを目指すのではなく、将来の進路として日本語教師を目指す学生の学習動機や学習意欲が維持・向上できるような教育内容を重視し、量よりも質を重視した養成プログラムの運営を考えていく必要があると思われる。

## 5. 今後、取り組んでいくべき課題

最後に、「公認日本語教師」の資格創設と資格制度の新たな枠組みに対応するため、本学日本語教員養成プログラムが今後取り組むべき課題を、技術的な側面とキャリアパスの側面とに分けて検討する。

### 5.1. 技術的な側面

上の3.5.節で述べたように、3つの資格取得要件のうち、「要件3：学士以上」についてはこれまで通りなので問題ないが、新たな対応が必要となるのは、「要件1：試験の合格」と「要件2：教育実習の履修」である。この2つの要件に関わる養成プログラムの改訂に必要な技術的な課題としては、(1) 実習先の確保、(2) 実習の時期と場所、(3) 新「試験」への対策、(4) 10年更新制度への対応（更新希望者の受け入れ）などが挙げられる。これらを順に見ていく。

#### (1) 実習先の確保・実習の時期

「資格の在り方報告書」では、「教育実習実施機関は、大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関とし、教育実習の一部を外部の日本語教育機関等と連携して実施することも可能とする」としている。また、大学の日本語教師養成課程では、「教育実習（1単位以上）を必ず履修し修了する」としている。教育実習の指導項目は表13の①～⑥の内容をすべて含む必要がある。

表13 教育実習の指導項目（2020年「資格の在り方報告書」p.15より）

①オリエンテーション	②授業見学	③授業準備
④模擬授業	⑤教壇実習	⑥教育実習全体の振り返り

その他、教育実習の指導方法や教壇実習の諸条件をまとめたのが以下の表14である。

表14 教育実習・教壇実習の条件（2020年「資格の在り方報告書」p.15より）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①教育実習は原則として対面による指導を行うこと</li> <li>②教壇実習の時間数は一人当たり2単位時間以上</li> <li>③最終的に一人で1単位時間（45分以上）の指導が行えるようにする</li> <li>④教育機関が定めたシラバス・カリキュラムにのっとり行われるクラス形式の授業</li> <li>⑤教壇実習の対象者は日本語を母語としない者</li> <li>⑥原則5名以上の学習者に対する指導</li> </ul> |
|--|

現在、本学の養成プログラムでは「日本語教授法（実習を含む）」という科目で、表13「教育実習の指導項目」の②と⑤を除いたものを行っており、報告書で示すところの「模擬授業」の内容になっている。日本語を母語としない学習者に対する教壇実習を行っていない理由は、本学は留学生が少なく、毎年5名以上の学習者を確保できていないからである。学内に「生活日本語」という外国人住民向けの日本語教室もあるが、こちらも安定的な学習者の確保・維持に課題がある。

これらを考慮すると、文化庁が示す公認日本語教師の資格取得要件を満たす教育実習を行う方法としては、次の3つ（ア～ウ）が考えられる。その方法と課題について順に述べる。

#### ア. 「大学が日本語教室を設置する」

〈方法〉現在学内にある「生活日本語」を活用し、近隣在住の生活者としての外国人を募集し、学生が教師となり教育実習を行う。

〈課題〉現在も大学の立地及び施設使用時間の問題などにより、なかなか学習者が集められていない。キャンパス内ではなく、よりアクセスが容易なサテライト教室（高崎駅周辺など）を設けるなどの改善が必要である。

#### イ. 「地域の日本語教室に、クラスの新設などの協力をお願いする」

〈方法〉大学近辺にある地域の日本語教室に出向き、近隣在住の生活者としての外国人に対し、学生が教師となり教育実習を行う。

〈課題〉大学の近くにある既存の日本語教室では主にマンツーマンでの指導を行っているため、新たに教育実習ができるようにシラバス・カリキュラム編成やクラス編成などを行う必要がある。既存の教室に負担をかけないで実施するには、新たに教室（クラス）を増やすなどの処置をお願いする必要がある。

#### ウ. 「近隣の日本語学校に協力を依頼する」

〈方法〉大学近辺にある日本語学校に出向き、留学生に対し、学生が教師となり教育実習を行う。

〈課題〉現在群馬県内に、文化庁国語課へ届け出が受理された「日本語教育機関の告示基準」（平成28年7月22日法務省入国管理局策定）第1条第1項第13号二に規定する日本語教員の要件として適当と認められる研修について届出を受理された日本語教員養成研修実施機関・団体<sup>2</sup>は1機関しかない<sup>2</sup>。日本語教員養成も行っている日本語学校に教育実習の受け入れを依頼するための費用や交通の便、実習クラスの調整などの課題がある。

いずれの場合も、「日本語教授法」とは別に「日本語教育実習（仮称）」などの科目を設ける必要があり、教員の確保にも課題がある。また、実習を行う時期として、毎週の授業時間を利用するか、または、集中講義で実施するかなども検討する必要がある。

#### (2) 新「試験」への対策

「資格の在り方報告書（p.13）」では、日本語教師としての専門性を有する者を判定するための試験の内容は、「養成・研修報告書」に示された「必須の教育内容（3領域・5区分・16下位区分・50項目）」に基づくものとし、試験の内容のほか、試験の方法について今後検討する必要があるとしている。日本語教師養成における教育内容「必須の教育内容」は、2018年3月の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で初めて示され、翌2019年3月の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」でも変更はなく、「資格の在り方報告書」でも変更はない。「必須の教育内容」を示した経緯としては、日本語教師の養成について、2000年の「日本語教育のための教員養成について」を基本的な指針として、大学等の日本語教師養成機関において実施されてきたが、様々な課題が指摘されてきたため、文化審議会国語分科会の下に設けられた日本語教育小委員会が、日本語教育人材の養成や研修の在り方を議題として審議を進めてきたとしている。

「必須の教育内容」と既存の外部試験（日本語教育能力検定試験）の出題範囲の区分（5区分：社会・文化・地域、言語と社会、言語と心理、言語と教育、言語）は同じであり、本学の養成プログラムの5区分もこれらに則って編成したものである。しかし、日本の在留外国人施策や多文化共生、コミュニケーションストラテジーなどの内容が目立っており、その領域からの出題が増えるこ

とが予想される。

現在本学の養成プログラムの科目を、より「必須の教育内容」に合うように修正・改訂中であり、今年度末をめどに完成させる予定であるため、新しい試験にも十分に対応できると思われる。

### (3) 10年更新制度への対応（更新希望者の受け入れ）

「資格の在り方報告書（p.19）」では、日本語教師の質を確保するという観点から、更新を希望する公認日本語教師に対して、有効期限経過前に「必須の教育内容」を踏まえた更新講習を受講することを義務づけるとしている。講習の実施は日本語教師養成課程を実施する大学及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関が担い、日本語教師が受講しやすいように時期を設定し、通信やeラーニング・放送による受講が可能な仕組みを認めるとしている。

しかし、更新希望者や講習実施機関は示されているものの具体的な実施方法についての明記はなく、各実施機関に一任するような示し方をしている。県内の日本語教師養成課程を有する大学や教育機関と連携し更新講習の実施校を定めるか、または、本学独自で講習を実施するかなど、いずれの場合も検討が必要である。

ここまで、本学の日本語教員養成プログラムの技術的な側面の課題について見てきた。次の5.2.節ではキャリアパスの側面からの課題について述べる。

## 5.2. キャリアパスに関わる側面

キャリアパスに関わる側面については、養成プログラムの改訂・修正に直接関わるものではないが、学生と教職員、地域がともに取り組みべき課題である。具体的に考えると、(1) 履修相談・指導やカウンセリング、(2) 修了生の出口の開拓や確保、(3) 在校生と修了生・卒業生を繋ぐネットワーク作り、(4) 県や市町村の国際交流関連部署との連携、(5) 日本語学校や地域の日本語教室の見学（インターン）が挙げられる。

### (1) 履修相談・指導やカウンセリング

現在、日本語教員養成プログラムの履修相談や指導は、大学の事務局及び地域日本語教育センター教員が担っている。新学期には養成プログラムについてのガイダンスを行い、その後は必要に応じて、随時対応している。しかし、科目の履修の仕方などだけではなく、キャリアパスを自覚・意識し、支援していくための体制作りも必要であろう。

課題としては、地域日本語教育センターの教員が一人しかおらず十分な対応ができていない状況で、人的負担があることが挙げられる。また、学内にキャリア支援センターもあるが、地域日本語教育センターとの連携が十分に行われているとは言いがたい現状である。通常の就職支援のように、卒業前に就職活動を行い正社員として働くといったルートを想定すると、いまの日本語教師という職業がいかにも不安定なものであるか理解できよう。

今後、公認日本語教師という資格が確立し、養成・初任・中堅・日本語教育コーディネーターの役割が明確になることで、就職活動の流れや働き方、そのために学生のうちに学んでおくべきことやその後の道筋などをイメージできるようになると思われる。日本語を教師のキャリアパスをいかに自覚・意識させていけるかが課題である。

### (2) 出口の開拓や確保

養成プログラム修了後のいわゆる出口としては、日本語教師、日本語学習支援者、日本語指導員のいずれにも対応可能であると言える。さらに、本学の学生は、公務員志望者が多いことから、直



接的な日本語非母語話者への日本語教育・学習支援・指導のみならず、地域で暮らす外国人（即ち、留学生、生活者としての外国人、年少者、就労者など）に対して、間接的な日本語支援・生活支援に携わる人材としても活躍している。

日本語教師という職業として、また地域貢献者として、どのようなキャリアパスがありうるか、これまで以上に示していくことが必要であろうと思われる。

### (3) 在校生と修了生・卒業生を繋ぐネットワーク作り

本学の養成プログラムを修了して卒業した学生の中には、日本語教師としてのキャリアをスタートさせた人も何人かいるが、卒業後に継続した調査をしたわけではなく、学生から直接連絡をもらって把握している程度である。本学でいま学んでいる学生たち、また、卒業して日本語教育の分野で活躍している先輩学生たちを繋ぐことで、より日本語教師へのイメージが明確になるであろう。誰かが担い手となり、大学同窓会と協力するなどして、ネットワーク作りをしていくことも課題の一つとして挙げられる。

### (4) 県や市町村の国際交流関連部署との連携

県内には14の市町に複数の日本語教室がある<sup>3</sup>。県域が広く、農村部や山間部にはまだ日本語教室もない空白地域も多い。日本語教室の担い手不足や支援者及び学習者の高齢化問題も浮上してきている。

本学の在学学生や卒業生は県内の日本語学習支援者、または、日本語指導員として活躍できるうる人材であると思われるが、県や市町村の国際交流関連部署と密に繋がっておらず人材の紹介などもできていない。10年ほど前、県の国際課が「日本語教育人材バンク」を作ろうとしていたが、東日本大震災などもあり頓挫した経緯がある。今年、長野県が「しんしゅう日本語教育等人材バンク<sup>4</sup>」をスタートさせているが、募集してもなかなか集まりにくいといった課題があると聞いている。大規模な人材バンクでなくても、県内のどこにどのような人材がいるのか、どのような役割を担ってほしいのかなど、適材適所を繋いでいくような何らかの組織が必要であろう。

### (5) 日本語学校や地域の日本語教室の見学（インターン）

これまでは、県内の日本語学校に気軽に見学に行くようなシステムは整っておらず、地域の日本語教室へは学生が自主的に参加するというのが現状である。教育実習の課題もあり、学校や教室への見学、インターンシップなどができるシステムを作ることも必要であろう。日本語教育・学習支援の現場を見ることで、将来進みたい道が想像できるようになるだけではなく、人材を必要としているところでもより具体的な役割を依頼できるようになるのではないと思われる。

ここまで述べた課題は主に人的リソースの欠如によるものであろう。学内の人員の不足もあり、課題の多くに取りかかれていない現状を述べたが、将来一つずつ解決できていくことを期待する。

## 6. おわりに

筆者が日本語教師を志した15年前は、日本語教師のキャリアパスについて深く考えたことはなかった。単に日本語を学ぶことが楽しく、教えることにもやりがいや喜びを感じこの道に進んでいる。しかし、日本社会の多文化化・多様性の中で、昔のような画一的な日本語教育の在り方ではない多様なキャリアパスがあるようになるようになった。

本学の学生たちが日本語教育の世界で躓かず孤立せず羽ばたいていけるようにサポートしてい

たい。「公認日本語教師」の資格創設はその大きな一歩で、職業として世間に認められ、専門家としてのキャリアを積んでいけるように下地を固めていけたらと切に願う。

#### 【注】

- 1 文化庁の組織図としては、文化審議会の下に国語分科会が置かれ、その下に日本語教育小委員会が置かれ、さらにその下に、必要に応じて特定の課題等を審議するためのワーキンググループが結成される。
- 2 2020年9月現在、群馬県内には、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（留学告示）に該当する日本語学校は11箇所ある。留学生を受け入れていて、かつ、日本語教員養成も行っている機関・団体は1箇所のみで、ここが大学からも最も近いところにある（車で約20km）。
- 3 公益財団法人群馬県観光物産国際協会 群馬県内の日本語教室  
<http://www.gtia.jp/kokusai/japanese/living/japanese.php>
- 4 長野県内の日本語教育の充実と多文化共生の地域づくりを推進するため、日本語教育に関する経験や能力を有する人材・機関とそれを必要とする団体等をつなげるための人材バンク  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kokusai/nihongo/jinzaibank.html>

#### 【引用資料】

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」, 外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議, 法務省, 2018年12月25日  
<http://www.moj.go.jp/content/001297383.pdf>
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」, 外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議, 法務省, 2019年12月20日  
<http://www.moj.go.jp/content/001311603.pdf>
- ・「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」, 法務省, 2020年8月31日
- ・「日本語教育機関の告示基準第1条第1項第13号に定める教員の要件にかかる日本語教師養成課程及び研修について」日本語教師養成研修実施機関・団体, 文化庁国語課, 2020年9月18日  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/pdf/92363501\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/pdf/92363501_01.pdf)  
<http://www.moj.go.jp/content/001327333.pdf>
- ・「日本語教師の資格の在り方について（報告）」, 文化審議会国語分科会, 2020年3月10日  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92083701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92083701_01.pdf)
- ・「日本語教育の推進に関する法律について」, 2019年6月28日  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/)
- ・「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」, 文化審議会国語分科会, 2019年3月4日  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo\\_70/pdf/r1414272\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo/kokugo_70/pdf/r1414272_04.pdf)
- ・「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」, 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループ, 2013年2月18日  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/suishin\\_130218.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/suishin_130218.pdf)

#### 【参考資料】

- ・日本語教育機関の告示基準, 出入国在留管理庁, 2020年4月23日  
<http://www.moj.go.jp/content/001319084.pdf>
- ・「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」, 文化審議会国語分科会, 2018年3月2日

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/hodohappyo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/19/a1401908\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/_icsFiles/afieldfile/2018/06/19/a1401908_03.pdf)

- ・日本語教員養成研修の届出について よくある質問, 文化庁  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/pdf/shitsumon\\_senshu.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/pdf/shitsumon_senshu.pdf)
- ・日本語教育のための教員養成について, 文化庁 (日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議) 2000年3月30日  
[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku\\_suishin/nihongokyoiku\\_yosei/pdf/nihongokyoiku\\_yosei.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/nihongokyoiku_suishin/nihongokyoiku_yosei/pdf/nihongokyoiku_yosei.pdf)
- ・「日本語教員の養成等について」, 文化庁(日本語教育施策の推進に関する調査研究会), 1985年5月30日  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19850530001/t19850530001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19850530001/t19850530001.html)
- ・大学・大学院における日本語教員養成課程について よくある質問, 文化庁  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/pdf/shitsumon\\_daigaku.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/pdf/shitsumon_daigaku.pdf)
- ・法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う法務省告示日本語教育機関の教員の要件に該当する「日本語教育に関する課程」について (御連絡), 文化庁 文化部 国語課・文部科学省 高等教育局 学生留学生課 留学生交流室, 2016年11月11日  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/pdf/yosei\\_katei\\_daigaku.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/pdf/yosei_katei_daigaku.pdf)
- ・法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う「日本語教員養成課程・コース」を設置する専修学校・各種学校に対する周知のお願い, 文化庁 文化部 国語課・文部科学省 高等教育局 学生留学生課 留学生交流室, 2016年11月11日  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/kyoin\\_kenshu/pdf/yosei\\_katei\\_senshu.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/kyoin_kenshu/pdf/yosei_katei_senshu.pdf)

